

誰にでも関係のある

「相続」・「贈与」について、考えていきましょう！

⑫贈与税はどんな税金？

贈与税が生まれた経緯

「贈与」は生前に財産を分けておくことで相続発生時に相続税を支払わずに済むことから、節税対策として利用されることが多い制度でした。しかし、これでは全く相続税を払わないで済むという問題が発生しました。そこで、贈与することにも税金をかけて、相続との不平等さをなくそうと考えた結果生まれたのが贈与税です。



贈与税がかかるのはどんな時？

贈与税は個人から財産をもらった時に、財産を貰った人に対してかかる税金です。贈与は、親から子へ、祖父母から孫へ、といったように親族間で行われることが多いです。

では、こういったものに贈与税がかかるのでしょうか？

課税対象となるもの

1. 一定金額以上の現金や預貯金
2. 土地や不動産
3. 株式や有価証券
4. 骨董品や貴金属
5. みなし贈与財産

みなし贈与とは、本人がそのつもりがなくても贈与をしたとみなされる行為です。借金の肩代わりや、相場より極端に低い価格での財産の譲り受けが対象となります。

課税対象にならないもの

1. 子供への仕送り
2. 教育費
3. 離婚の財産分与
4. 死因贈与契約で得た財産

生活費の仕送りや教育費は扶養家族に含まれると判断されるので、贈与税はかかりません。死因贈与契約とは、自分の死亡を条件とした贈与契約になります。この場合贈与が贈与者の死亡後に行われるため、贈与税ではなく相続税の対象となります。

※贈与には控除額の上限や、特例などがありますので、専門家に相談することをお勧めします。

*次回は・・・⑬贈与契約書についてです。

色、いろいろ



花の色が美しい季節となりました。桜や桃のピンク、菜の花や水仙の黄色、チューリップの赤、勿忘草の紫や白などたくさんの色に囲まれます。

さて、日本には古くから日本固有の伝統色というものがあります。原色とは違う色合いで、名前も独特です。いくつか紹介しましょう。

赤の仲間 ● ● ●

金赤(きんあか)～少し光沢をもった赤
黄丹(おうに)～強い黄色みをおびた赤
梅鼠(うめねず)～灰紫みの赤
洗朱(あらいしゅ)～朱色を薄くした色



青の仲間 ● ● ●

浅葱色(あさぎいろ)～ねぎの葉のような鮮やかな緑みの青
納戸色(なんどいろ)～納戸の暗がりのような色
新橋色(しんばしいろ)～新橋の若衆が好んだ着物の色、緑味の青

緑の仲間 ● ● ●

苗色(なえいろ)～田んぼの苗の色、やわらかい黄緑
千歳緑(ちとせみどり)～千年生きる松葉のような色、暗い緑
山葵色(わさびいろ)～文字通り、すりおろしたわさびのような色

いかがでしょうか。わずかな色の違いを四季や自然やモノから取り入れて表現されており、日本人の感性の豊かさがうかがえますね。

不動産・相続に関する様々な情報を You Tube にて発信中！！



当社ホームページ



をご覧ください

視聴は
こちらから



<https://www.fudosan-sozoku.net>

お知らせ

4月より「不動産・相続サポート通信」と「せかさぼ通信」をひとつにまとめて情報発信することとなりました。今後も『不動産・相続の問題解決でクリアなセカンドライフを！』をコンセプトに、皆様の暮らしに役立つ情報を発信してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

Google にて『不動産・相続サポート百万石建設(株)』を検索➡会社情報など掲載しています！

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

不動産・相続 サポート

百万石建設株式会社 建築事業部
〒028-3615
岩手県紫波郡矢巾町南矢幅6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手 会員
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員
宅地建物取引業 岩手県知事(1)2709号

お気軽にお電話ください。
TEL.019-697-1500

不動産・相続
サポート
ホームページ



メール
登録



ライン
登録

